堺市アスベスト対策推進庁内委員会要綱（案）

（設置）

第１条　アスベストに関する本市の施策等について、部局間の連携の強化を図り、本市におけるアスベスト対策を総合的かつ効果的に推進するため、堺市アスベスト対策推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 建築物等におけるアスベストの飛散防止に係る施策の総合調整に関すること。

(2) 市民の健康保持等のためのアスベストに関する施策の総合調整に関すること。

(3) アスベストに関する本市の独自施策の検討に関すること。

(4) アスベストに関する施策等の推進に係る関係部局間の調整に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、本市におけるアスベスト対策の推進に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員長及び委員で組織する。

２　委員長は、環境局長の職にある者をもって充てる。

３　委員は、別表第１に掲げる職にある者をもって充てる。

（職務）

第４条　委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

２　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議等）

第５条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（会議の特例）

第６条　委員長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合、その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員に回付し、それらの意見を聴取することにより、会議に代えることができる。

（推進部会）

第７条　委員会に推進部会を置き、部会長及び部会員で組織する。

２　部会長は環境保全部長の職にある者を、部会員は別表第２に掲げる職にある者をもって充てる。

３　第４条から前条までの規定は、推進部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

（チーム）

第８条　推進部会には、取組方針ごとに取組を実施するチームを置く。

２　設置するチームは、別表第３に掲げる者をもって構成する。

３　各チームにチーム長を置き、チーム長はチームの会務を総理する。

（庶務）

第９条　委員会（推進部会を含む。次条において同じ。）の庶務は、環境共生課において行う。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

危機管理室長
環境保全部長
環境事業部長
保健所次長
住宅部長
建築部長
開発調整部長
公園緑地部長
学校管理部理事
サービス推進部理事
警防部長

別表第２（第７条関係）

危機管理課長

環境共生課参事

環境対策課長

環境事業管理課長

保健医療課長

住宅管理課長

住宅改良課長

建築監理課長

建築安全課長

建築防災推進課長

公園監理課長

学校施設課長

技術力強化担当課長

警防課長

別表第３（第８条関係）

チームの名称	チーム長	チームの構成員
監視指導チーム	環境対策課長	環境共生課参事 建築安全課長 建築防災推進課長
災害対策チーム	環境共生課参事	危機管理課長 環境対策課長 環境事業管理課長 警防課長
健康支援チーム	保健医療課長	環境共生課参事
市有建築物チーム	建築監理課長	環境共生課参事 住宅管理課長 住宅改良課長 公園監理課長 学校施設課長 技術力強化担当課長